静岡県告示第51号

静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和54年静岡県告示第1004号)の一部を次のように改正する。

令和7年1月31日

静岡県知事 鈴木康友

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

引表 (第 5 条関係	()	
貸付資金 の種類	資 金 内 容	貸付条件
素材生産等	1 素材生産を行うのに必	利率
促進資金	要な資金であつて、施業	短期運転資金
	集約化費用、立木購入代	年1.65パーセント
	金(前渡金、予約金等を	長期運転資金
	含む。)、素材生産を行う	年1.75パーセント
	ための作業現場から最終	(資金の回収期間が1年を超えるもの)
	土場までの素材生産実施	中規模事業体への貸付に係るもの
	費用(作業道の開設又は	短期運転資金
	改良に必要な費用を含	年1.55パーセント
	む。) 及び作業委託費	長期運転資金
	2 素材の引取り(木材市	年1.65パーセント
	場に係る事業体にあつて	(資金の回収期間が1年を超えるもの)
	は、木材市場における卸	選定経営体及び大規模事業体への貸付に係るもの
	売取引に係るものに限	短期運転資金
	る。以下同じ。)を行うの	年1.35パーセント
	に必要な資金であつて、	長期運転資金
	素材の購入代金(前渡	年1.45パーセント
	金、予約金、木材市場に	(資金の回収期間が1年を超えるもの)
	おける決済資金等を含	償還期限
	む。)及び素材の引取りに	短期運転資金
	必要な輸送費	1年以内
	3 木材製品の引取り(木	長期運転資金
	材市場に係る事業体にあ	5年以内(うち据置期間1年)
	つては、木材市場におけ	貸付限度額
	る卸売取引に係るものに	100,000千円(年平均素材生産量が10,000㎡以上、
	限る。)を行うのに必要な	素材の年平均引取量が15,000㎡以上又は木材製品
	資金であつて、製材等の	の年平均引取量が20,000㎡以上であつて林野庁長

購入代金(前渡金、予約 金、木材市場における決 済資金等を含む。)及び製 材等の引取りに必要な輸 送費

4 素材又は木材製品の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)

なお、4の資金貸付対象 者は、1から3までのいず れかの資金を借り受けるも のに限る。 官が承認した場合は200,000千円、素材の年平均引取量が30,000㎡以上又は木材製品の年平均引取量が40,000㎡以上であつて林野庁長官が承認した場合は400,000千円、素材及び木材製品の年平均引取量が50,000㎡以上であつて林野庁長官が承認した場合は500,000千円)

附則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(以下「新要綱」という。)別表の規定は、令和 6年9月24日以後に貸し付けられた貸付資金(新要綱第4条の貸付資金をいう。以下同じ。)について適用 し、同日前に貸し付けられた貸付資金については、なお従前の例による。